

Jプレミアム・インカムファンド (年1回決算型)

追加型投信／国内／株式

[投資信託説明書(交付目論見書) | 2026.1.27]

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産(投資信託証券)	年1回	日本	ファンド・オブ・ファンズ

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(www.toushin.or.jp)をご参照ください。

- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページに掲載しております。
- ファンドの信託約款の全文は、投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
なお、投資信託説明書(請求目論見書)の交付を請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合は、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- ファンドの信託財産は、信託法に基づき、受託会社において分別管理されています。

この投資信託説明書(交付目論見書)により行う「Jプレミアム・インカムファンド(年1回決算型)」(以下「ファンド」といいます。)の募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年1月26日に関東財務局長に提出しており、2026年1月27日にその効力が生じております。

ファンドの販売会社、基準価額などについては、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

T&Dアセットマネジメント株式会社

設立年月日：1980年12月19日 資本金：11億円
(資本金、運用純資産総額は2025年11月末日現在)

<照会先>

電話番号：03-6722-4810 インターネットホームページ：<https://www.tdasset.co.jp/>
(受付時間は営業日の午前9時～午後5時)

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長(金商)第357号

運用する投資信託財産の合計純資産総額:8,880億円

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三井住友信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの特色

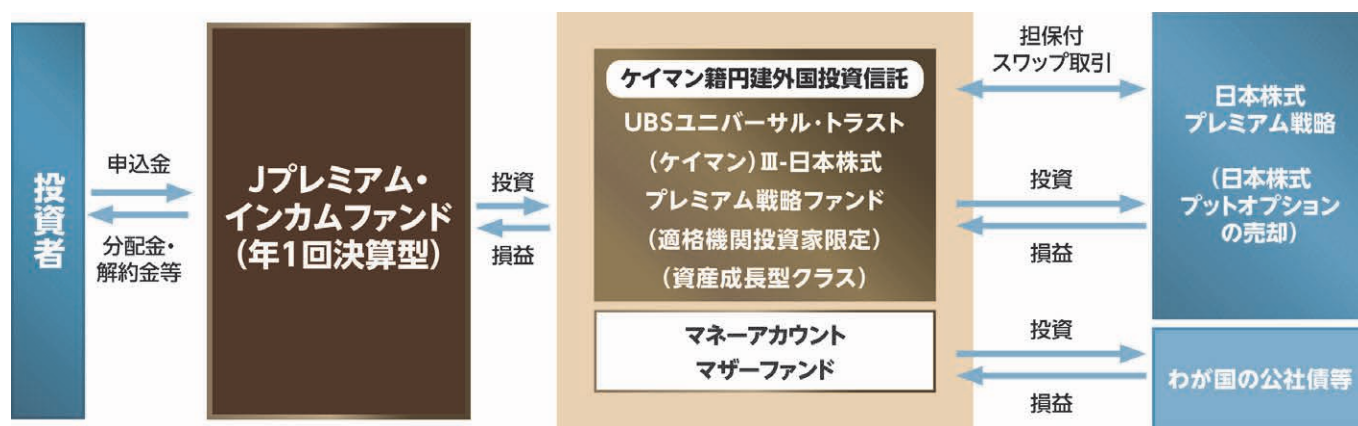
主として円建の外国投資信託である「UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ-日本株式プレミアム戦略ファンド(適格機関投資家限定)(資産成長型クラス)」(以下「外国投資信託」または「投資信託証券」ということがあります。)への投資を通じて、実質的に日本株式プレミアム戦略のパフォーマンスを獲得することで、安定的なキャッシュフローの確保を目指します。なお、「マネーアカウントマザーファンド」受益証券への投資も行います。

ファンドの仕組み

ファンドは、以下の投資信託に投資を行うファンド・オブ・ファンズです。

主として円建の外国投資信託であるUBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ-日本株式プレミアム戦略ファンド(適格機関投資家限定)(資産成長型クラス)への投資を通じて、ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店を相手方とする担保付スワップ取引を活用して、日本株式プレミアム戦略に連動する投資成果の享受を目指します。

また、国内の証券投資信託であるマネーアカウントマザーファンド受益証券への投資も行います。



<オプション取引とは>

- ・「ある資産(株式・通貨等)を買う、または売る権利」のことをオプションといいます。
- ・オプション取引では、買う権利(コールオプション)と売る権利(プットオプション)を売買します。資産そのものではなく、権利を売買することが特徴です。
- ・オプションの売り手は、オプションの対価としてプレミアムを受取ります。

<担保付スワップ取引とは>

- ・実際に対象資産を保有していなくとも、相手方(主に金融機関)に対して投資資金を引渡す代わりに、担保と対象資産のパフォーマンスを受取るスワップ契約を締結することにより、実質的に投資を行うことと同等の投資効果を享受する取引です。

資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

ファンドの投資対象である外国投資信託において行う戦略

● 日経平均株価(以下「参照指数」ということがあります。)を原資産としたプットオプション(期間約1ヵ月)を売却し^{*1}、プレミアムをインカムとして受取ります。

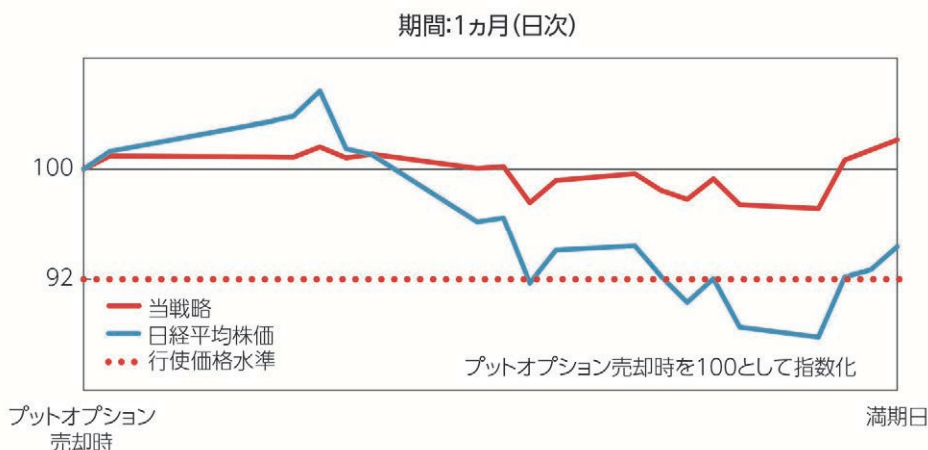
権利行使価格が日経平均株価の92%となるプットオプションの売りを行います。約1ヵ月後において日経平均株価の水準がプットオプションの売却時から8%を超えて下落しなければ、当初受取ったプレミアムが戦略の収益となります^{*2}。8%を超えて下落した場合、8%を超える部分に関して発生したオプション損失と、受取ったプレミアム分の合計値が戦略の損益となります^{*3}。一方、約1ヵ月後に日経平均株価が上昇した場合には、当初受取ったプレミアムが戦略の収益となり、日経平均株価の上昇分は収益とはなりません。

*1 満期約1ヵ月のプットオプションの売却は毎月末の前営業日を予定しておりますが、将来変更される可能性があります。

*2 約1ヵ月後の満期までの期間中に日経平均株価の水準がプットオプションの売却時から8%を超えて下落しない場合でも、マイナスリターンとなることがあります。(下記イメージをご参照ください。)

*3 信託報酬等費用控除前

戦略および日経平均株価の1ヵ月間の推移とリターンのイメージ



売却したプットオプションの価値は、約1ヵ月後のオプション取引の満期日までの間、原資産である日経平均株価の水準や動向に応じて日々変動します。日経平均株価が下落する局面では、満期時にオプション取引で損失が発生する確率が上昇し、日々のファンドの基準価額が下落する傾向がみられます。例えば、上記の当戦略における事例のように、オプション取引の満期時に日経平均株価が8%を超えて下落しなかった場合でも、期中の日経平均株価の動向次第で一時的にマイナスリターンとなる場面がありますのでご注意ください。

上記はイメージであり、将来の投資成果等について示唆・保証するものではありません。

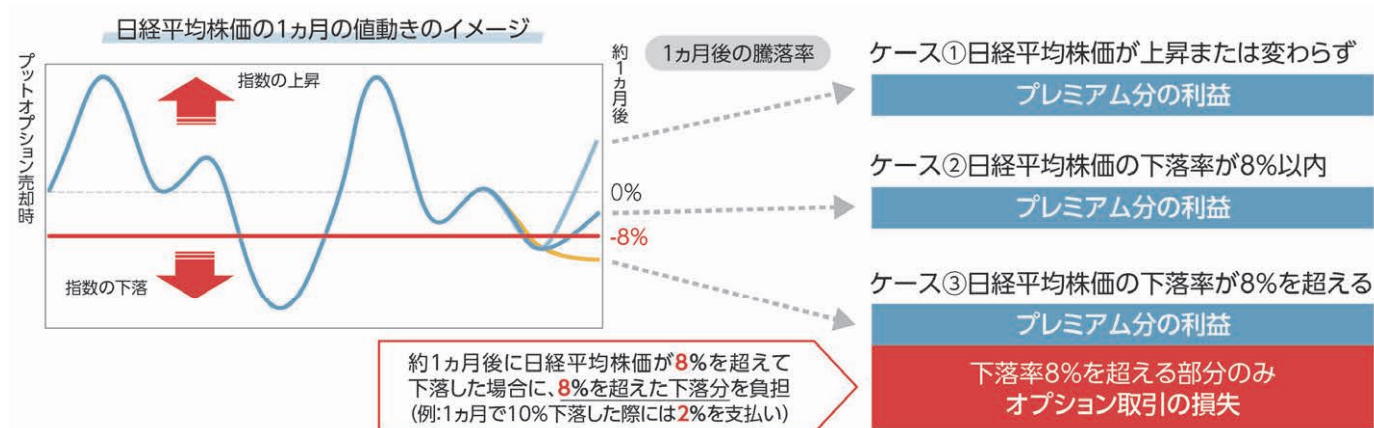
資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

- 毎月のプレミアムの獲得により、安定したパフォーマンスを目指します。
- 株式市場が大きく下落する局面では、市場参加者が株式の下落に備えてプットオプションを買う取引が増える傾向があるため、オプション・プレミアムも上昇する傾向があります。そのため日経平均株価が1ヵ月間で8%を超える下落となりオプション取引の損失が発生した場合でも、新たに戦略を構築する際、相対的に高いプレミアムを受取ることができ、戦略のパフォーマンスの回復に寄与することが期待できます。
- ファンドを通じて、実質的にプットオプションの売却を行うことにより、オプション・プレミアムを享受します。



約1ヵ月後のオプション取引の満期日に日経平均株価の下落率が8%以内であれば、プレミアム分の利益がリターンとなります。

一方、下落率が8%を超えた場合、8%を超えた部分に関してオプション取引の損失が発生します。その場合でも、合計損失はそのオプション取引の損失からプレミアム分の利益を差引いた分となります。（損失がプレミアム分よりも少ない場合には、プラスのリターンとなります。）



資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

● 外国投資信託の運用は、UBS マネジメント(ケイマン)リミテッドが行います。

UBS グループ、ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店および UBS マネジメント(ケイマン)リミテッドについて

UBSは真にグローバルなウェルス・マネジメントのリーダーであり、スイス国内有数のユニバーサル・バンクです。アセット・マネージャーとして多岐な運用ソリューションを提供し、また、専門的な証券事業を擁しています。2024年第4四半期現在の投資預かり資産は6.1兆米ドルに上ります。UBSは、お客様に個別に提供される投資アドバイスやソリューション、投資商品を通じて、お客様が投資目標を達成するためのサポートをしています。スイスのチューリッヒに本拠を置き、世界の主要金融センターを含む50以上の市場で事業を展開しています。UBSグループAGの株式はスイスおよびニューヨークの各証券取引所に上場されています。

ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店は、スイスの銀行であるユービーエス・エイ・ジーの支店です。

ユービーエス・エイ・ジーは、4つの事業部門(グローバル・ウェルス・マネジメント、パーソナル&コーポレート・バンキング、アセット・マネジメントおよびインベストメント・バンク)およびグループ・ファンクションを有し、事業を行っています。その業務範囲は、スイス国内外におけるあらゆる種類の銀行業務、金融業務、アドバイザリー業務、トレーディング業務およびサービス業務に及びます。

UBSマネジメント(ケイマン)リミテッドは、スイスのチューリッヒに本拠を置く世界有数の金融グループであるUBSグループの一員で、2000年1月4日にケイマン諸島会社法に基づきケイマン諸島に設立されました。ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行・買戻し等を行います。

(2025年6月末時点)



日経平均株価

- ①「日経平均株価(日経平均)」は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均」自体及び「日経平均」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有する。
- ②「日経」及び「日経平均」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属する。
- ③本件投資信託は、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用及び本件受益権の取引に関して、一切の責任を負わない。
- ④株式会社日本経済新聞社は、「日経平均」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延又は中断に関して、責任を負わない。
- ⑤株式会社日本経済新聞社は、「日経平均」の構成銘柄、計算方法、その他、「日経平均」の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有している。

主な投資制限

投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
株式への投資割合	株式への投資は行いません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は行いません。

分配方針

毎決算時(10月28日、休業日の場合は翌営業日)に分配を行います。

分配金額は、分配対象額の範囲内で委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

ただし、必ず分配を行うものではありません。

※将来の分配金の支払およびその金額について示唆・保証するものではありません。

投資する投資信託証券の概要

フ ァ ン ド 名	UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ-日本株式プレミアム戦略ファンド(適格機関投資家限定) (資産成長型クラス) 英名:UBS Universal Trust (Cayman) III - Japan Equity Premium Strategy Fund (For Qualified Institutional Investors Only) (Capital Growth Type Class)
分 類	ケイマン籍／外国投資信託／円建
設 定 日	2022年7月28日
運用の基本方針 主 な 投 資 対 象	担保付スワップ取引を通じて、実質的に代表的な日本の株価指数を原資産としたプットオプションを売却する想定上の取引戦略に対するエクスポージャーを提供することにより、中長期的な資本成長の提供を目指して運用を行います。
投 資 態 度	①担保付スワップ取引を通じて、実質的に代表的な日本の株価指数(参照指数)を原資産としたプットオプション(期間約1ヵ月)を売却する想定上の取引戦略に対するエクスポージャーを提供することにより、中長期的な資本成長の提供を目指して運用を行います。 ②売却するプットオプションの権利行使価格をプットオプション構築時の参照指数値の92%とすることで、参照指数の下落による損失を低減しつつ、プレミアムの獲得を目指します。 ③資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。
ベンチマーク	ありません。
参 考 指 数	ありません。
主 な 投 資 制 限	①原則として、店頭オプションおよび上場オプションへの直接投資は行いません。 ②空売りを行った有価証券の時価総額が純資産総額を超える有価証券の空売りは行いません。 ③純資産総額の10%を超える借入れは行いません。 ④一発行会社の発行済総株式数の50%を超えて、当該発行会社の株式に投資しません。 ⑤流動性に欠ける資産の組入れは15%以下とします。 ⑥投資運用会社は、自己または投資信託受益証券以外の第三者の利益を図る目的の取引等は行いません。
決 算 日	9月末日
分 配 方 針	原則として、分配を行いません。
運用管理報酬	純資産総額の年0.15%程度
その他の費用	オプション取引等に伴う手数料、その他ファンドの運営に必要な各種費用等がかかります。
解約手数料	ありません。
投資運用会社	UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド
管理事務代行会社	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン シンガポール支店
保 管 銀 行	ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン
受 託 銀 行	エリアン・トラスティ(ケイマン)リミテッド
報酬代行会社	ユービーエス・エイ・ジー ロンドン支店

フ ァ ン ド 名	マネーアカウントマザーファンド
分 類	親投資信託
設 定 日	2010年2月26日
運用基本方針	安定した収益の確保を目標として運用を行います。
主 な 投 資 対 象	わが国の国債、公社債および短期金融商品
主 な 投 資 制 限	①株式への投資は行いません。 ②外貨建資産への投資は行いません。
決 算 日	6月、12月の各10日(休業日の場合は翌営業日)
分 配 方 針	分配は行いません。
委 託 会 社	T&Dアセットマネジメント株式会社

各概要は2025年11月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者に帰属します。

したがって、ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドは預貯金とは異なります。

ファンドの基準価額の変動要因となる主なリスクは次の通りです。

価 格 変 動 リ ス ク	株式の価格は、発行企業の業績や財務状況、市場・経済の状況等を反映して変動します。投資対象である外国投資信託におけるスワップ取引では、株価に関連した参照指数を原資産としたプットオプションの売却を行い、オプション料(プレミアム)収入を受け取る一方、約1ヵ月間における参照指数の価格が想定した率を超えて下落した場合は損失が発生しますので、基準価額が値下がりする要因となります。
スワップ取引 に伴うリスク	投資対象である外国投資信託におけるスワップ取引では、取引の相手方から担保を受け取ることで信用リスクの低減を図りますが、相手方の倒産や契約不履行、スワップ価格の著しい下落等、その他不測の事態が生じた場合には運用の継続は困難となり将来の投資成果を享受することはできず、また、担保を処分する際に想定した価格で処分できない可能性があることから損失を被る場合があります。投資対象の外国投資信託は、スワップ取引の相手方が現実に取り引するオプション取引については、何らの権利も有しておりません。

※基準価額の変動要因(リスク)は、上記に限定されるものではありません。



その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファンドは、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関でご購入いただいた場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 分配金に関する留意点
 - ・ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - ・ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが見られなかった場合も同様です。
- 大量の解約・換金申込を受け付け短期間で解約資金を準備する必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、投資する有価証券の価格が下落し、基準価額が変動する要因となります。また、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

リスクの管理体制

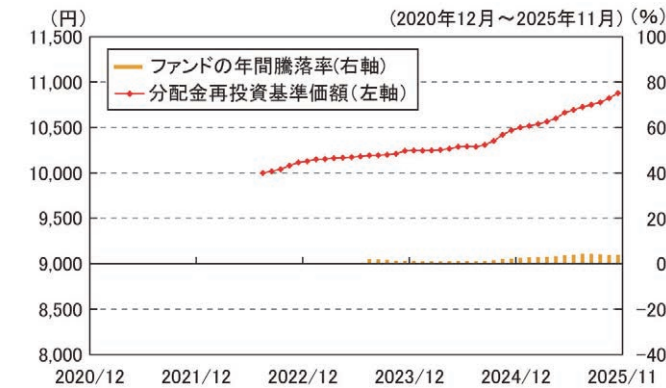
委託会社では、運用部門が定められた運用プロセスを通じて運用リスクを管理します。また、運用部門から独立した管理部門がファンドのパフォーマンス分析・評価および法令・運用諸規則等に照らした適正性の審査等の結果について、各種委員会等に報告を行い、必要に応じて適切な措置を講じる体制となっております。

委託会社は、社内規程において運用リスクに関する取扱い基準およびその管理体制について定めています。なお、流動性リスク管理についても社内規程を制定し、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行っています。流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢については、定期的にリスク管理委員会および取締役会への報告を行っています。

《参考情報》

代表的な資産クラスとの騰落率の比較

＜ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移＞



(注)ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されており、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

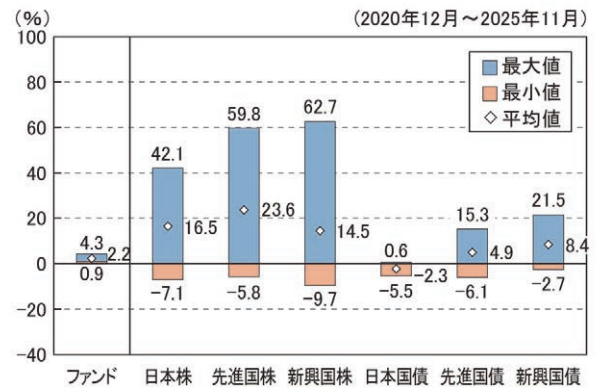
※右のグラフは、2020年12月から2025年11月の5年間の各月末における直近1年間騰落率の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

※右のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記の騰落率は2025年11月末から遡って算出した結果であり、ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

※ファンドは2022年7月に設定されたため、ファンドの騰落率、分配金再投資基準価額は2022年7月末以降のデータをもとに表示しております。

＜ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較＞



○各資産クラスの指数

- 日本株 …… 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株 …… MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
- 新興国株 …… MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債 …… NOMURA-BPI国債
- 先進国債 …… FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
- 新興国債 …… JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

※詳細は「指数に関して」をご参照ください。

●指数に関して

○「代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、株式会社JPX総研が算出する株価指数で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。TOPIXに関する一切の知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研に帰属します。

MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスはMSCIが開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国の株式市場の動きを捉える指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はMSCIに帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIが開発した新興国の株式市場の動きを捉える株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他の一切の権利はMSCIに帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社が公表している指数で、日本で発行されている公募利付国債の市場全体を表す投資収益指数です。その知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社は、対象インデックスを用いて行われるT&Dアセットマネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

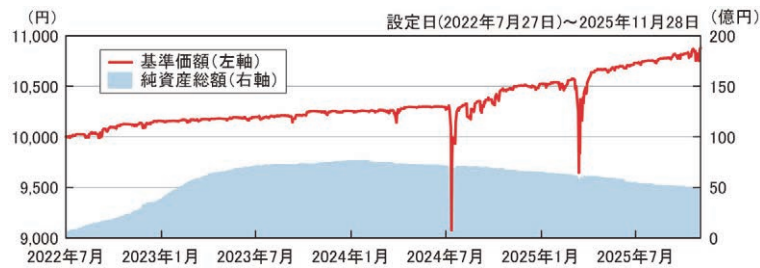
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出し公表している、現地通貨建てのエマージング・マーケット債で構成されている指数です。同指数の著作権はJPモルガン社に帰属します。

基準価額・純資産の推移



※基準価額は信託報酬控除後の値です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

2025年10月	0円
2024年10月	0円
2023年10月	0円
2022年10月	0円
—	—
設定来累計	0円

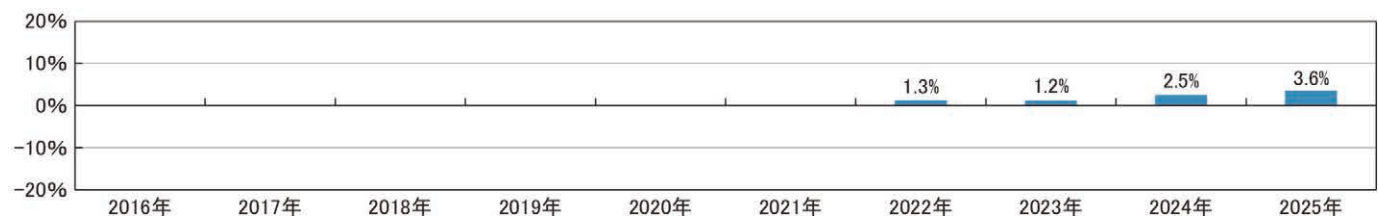
主要な資産の状況

●投資比率

UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン)Ⅲ-日本株式プレミアム戦略ファンド(適格機関投資家限定)(資産成長型クラス)	98.5%
マネーアカウントマザーファンド	0.6%
現金・預金等	0.9%
合計	100.0%

※比率は、表示桁数未滿を四捨五入しているため、合計の数値が必ずしも100とはなりません。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドにはベンチマークはありません。

※2022年は設定日(7月27日)から年末まで、2025年は年初から11月末までの収益率を表示しています。

- ◆運用実績は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。
- ◆最新の運用状況は委託会社のホームページでご覧いただけます。

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	1口以上1口単位で販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換 金 代 金	原則として換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
申 込 締 切 時 間	原則として午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。 ただし、販売会社により異なる場合があります。
購 入 の 申 込 期 間	2026年1月27日から2026年7月24日まで 期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換 金 制 限	信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金申込には制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 お よ び 取 消 し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の申込の受付を中止することおよびすでに受付けた申込の受付を取消すことがあります。
信 託 期 間	2032年10月28日まで(2022年7月27日設定)
繰 上 償 還	投資対象とする外国投資信託が存在しないこととなる場合には、繰上償還されます。 また、受益権の総口数が10億口を下回ることとなった場合、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたとき、その他やむを得ない事情が発生した場合等には、繰上償還となる場合があります。
決 算 日	10月28日(休業日の場合は翌営業日)。
収 益 分 配	年1回、毎決算時に収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 販売会社との契約によっては税引後無手数料で再投資が可能です。
信 託 金 の 限 度 額	3,000億円
公 告	委託会社が投資者に対してする公告は、原則として電子公告により行い、委託会社のホームページ(https://www.tdasset.co.jp/)に掲載します。
運 用 報 告 書	決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は、税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。ファンドについては、NISAの適用対象ではありません。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除の適用はありません。

ファンドの費用・税金

●ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に、 3.3%(税抜3.0%)を上限 として販売会社が個別に定める率を乗じて得た額とします。 購入時手数料は、ファンドの商品説明、販売にかかる事務費用等の対価です。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	毎日、ファンドの純資産総額に年1.1495%(税抜1.045%)の率を乗じて得た額とします。 ファンドの運用管理費用(信託報酬)は日々費用計上され、ファンドの基準価額に反映されます。 なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日、毎計算期末または償還時にファンドから支払われます。 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 [運用管理費用(信託報酬)の配分] (年率・税抜)		
	支払先	信託報酬率	対価の内容
	委託会社	0.415%	委託した資金の運用等の対価
	販売会社	0.600%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	0.030%	運用財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
その他の費用・手数料	投資対象とする外国投資信託	外国投資信託の純資産総額に対し、年0.15%程度 外国投資信託の運用報酬は、外国投資信託の運用の対価、運用財産の管理等の対価です。	
	実質的な負担	年1.2995%(税抜1.195%)程度 ファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬を加味して、受益者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。	

上記の費用の合計額については、投資者がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

●税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ・外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ・法人の場合は上記と異なります。
- ・税金の取扱いについては、2025年11月末日現在のものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- ・詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

《参考情報》 ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.32%	1.15%	0.17%

- ※対象期間は2024年10月29日～2025年10月28日です。
- ※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
- ※その他費用の比率には、投資先ファンドにかかる費用が含まれます。
- 投資先ファンドとは、ファンドが投資対象とする投資信託証券(マザーファンドを除く)です。
- ※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
- ※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。